公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年 11 月 12 日

県立長野図書館長　森　いづみ

１　入札に付する事項

(1) 工事名

県立長野図書館　館内放送設備更新工事

(2) 工事箇所名

長野市若里１－１－４　県立長野図書館

(3) 仕様等

館内放送設備更新工事仕様書によります。

(4) 工事概要

館内放送設備の更新工事　　一式

(5) 工期

工事開始日（契約日の翌日）から令和９年３月 12 日まで

(6) 支払条件

ア 前 金 払　原則として、「１件の請負代金額が 100 万円以上の工事等」について、請負代金額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額）の６割の範囲内で中間前払金を含む前金払いをする。

イ 部 分 払　原則として、１件の請負代金額が 50 万円以上の工事等について、財務規則（昭和 42 年長野県規則第２号)の規定による回数の範囲内で部分払いする。

(7) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４第１項又は財務規則(昭和 42 年長野県規則第２号。以下「規則」という。）第 120 条第１項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日

付け 22 建政技 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
(3) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。
(4) 電気通信工事に係る建設業の許可を受けていること。
(5) 令和７・８・９年度長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、電気通信工事について入札参加資格を付与されていること。
(6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
(7) 滞納している長野県税等徴収金がないこと。
(8) 長野地域振興局管内に本店又は営業所を有していること。
(9) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

３ 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

〒380-0928
長野市若里１－１－４
県立長野図書館　総務企画課　総務係
電話 026（228）4500
電子ﾒｰﾙ　naganotoshokan@pref.nagano.lg.jp

４ 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和８年 12 月３日（木） 午後２時
イ 場所 県立長野図書館　１階　電算室
(3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和８年 11 月 26 日（木）午後５時までに県立長野図書館総務企画課総務係に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
(5) 入札保証金
入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。
ア 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。

イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

(6) 契約保証金

政令第 167 条の 16 並びに規則第 142 条及び同第 143 条に基づき策定された「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」（平成 27 年 3 月 11 日付け 26 契検第 135 号）の規定により取り扱うものとします。

(7) 入札の無効

入札説明書 5 の各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 入札金額の内訳書について（法改正〈R7.12.12 付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和 7 年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、入札心得第 5 条第 1 項第 8 号の取扱いとし「入札書の無効（失格)」となりますので、ご留意ください。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。